

<官房長会見報告>

村田大臣官房長に 職場の悲惨な現状を訴える

（木）に官房長との会見を実施しました。ユニオン六名、当局五名で実施し、能登復興事務所を絡めた体制強化を始め、若手の辞職問題、六〇歳以降の働き方、職場の不祥事、人事院勧告、労使関係など職場の問題点を訴えました。

冒頭、委員長から「長期災害でも持続可能な執行体制の確立」「若手職員を中心とした辞職問題及び部下職員の育成」「六〇歳以降の働き方」「職場での不祥事連鎖」「人事院勧告」「労使関係」について、官房長の考え方を求めました。



村田官房長

冒頭、委員長から「長期災害でも持続可能な執行体制の確立」「若手職員を中心とした辞職問題及び部下職員の育成」「六〇歳以降の働き方」「職場での不祥事連鎖」「人事院勧告」「労使関係」について、官房長の考え方を求めました。

おり、災害対応など、職員が尽力している事を評価すると共に、厳しい公務環境については、職員が一丸となり業務

（木）に官房長との会見を実施しました。ユニオン六名、当局五名で実施し、能登復興事務所を絡めた体制強化を始め、若手の辞職問題、六〇歳以降の働き方、職場の不祥事、人事院勧告、労使関係など職場の問題点を訴えました。

□官房長回顧

おり、災害対応など、職員が尽力している事を評価すると共に、厳しい公務環境については、職員が一丸となり業務

能登復興事務所については、十五名の緊急増員を含む六十一名の体制を構築して、職員の負担軽減や健康管理、安全な業務執行を進めるとの発言がありました。



近藤委員長

また、定員合理化の方針はあるが、災害対応や防災・減災に必要な要員確保は務めていく。新規採用や経験者採用を積極的に進め、シニア層を活かす環境整備も行うと発言されました。

□執行体制

官房長からは冒頭、管理職への感謝の意を示し、国民の安全・安心の確保や地域活性化といった重要な課題を担つ

また、若手職員の安定的な確保と、職務執行に必要な知識・技能の習得を通じた育成が課題であり、計画的な配置などによる育成が基本であると強調しました。

管理職の待遇改善についても、特別勤務手当の拡大や勤務環境の改善にも注力しているとの発言がありました。

□若手の退職問題

また、若手職員の安定的な確保と、職務執行に必要な知識・技能の習得を通じた育成が課題であり、計画的な配置などによる育成が基本であると強調しました。



No.384
2024年9月30日

【発行】
国土交通省管理職
ユニオン
【所在地】
東京都千代田区
霞ヶ関2-1-2 中央
合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
【Email】
k-union@alpha.ocn.ne.jp
【ホームページ】
<http://www.k-unionnetwork/>

(表面よりつづく)

□ 五〇歳以降の働き方

定年引き上げに伴うシニア職員の処遇については、職歴や能力を考慮し、適材適所の配置を行っているとし、また、シニア職員の知識・経験を活かし、後進の育成にも取り組むよう求めていた。

不祥事については、組織として予算執行のフレッシャーが原因の一つと考えており、再発防止策として、幹部が早期に状況を把握・共有できる仕組みを構築しているとの説明がなされ、組織全体での対応が重要であるとの発言がありました。

□ 職場の不祥事

シニア職員の知識・経験を活かし、後進の育成にも取り組むよう求めていた。

不祥事については、組織として予算執行のフレッシャーが原因の一つと考えており、再発防止策として、幹部が早期に状況を把握・共有できる仕組みを構築しているとの説明がなされ、組織全体での対応が重要であるとの発言がありました。

□ 人事院勧告

若手の処遇改善が中心となっているが、財政状況の厳しさからすべての層の処遇を改善するのは難しいと述べつつ、全体的な底上げを目指すとの発言がありました。

□ 労使関係

今この場で交渉の回数の議論は出来ないが、窓口で労使間の話し合いを行い、主張に食い違いがあつても安定した労使関係を築くことが重要であるとの発言があり、今後とも努力していきたいと強調した。

交渉回答のような発言だったので非常に残念だった。もっと本音のところを聞かせてほしかった。



昨年も官房長から話を伺っているが、具体的な内容が示されていないのではないか。定員削減計画は撤廃を望む。若手の辞職の対策・分析をきちっとしてほしい、不祥事の原因は一致しているが、もう少し具体的な対策を示してほしい。」と締めくくりました。

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

人事院勧告資料より